

八潮市重度心身障害者医療費の現物給付導入に伴う留意事項とお願い

八潮市の重度心身障害者医療費制度（以下、重度医療）では、令和4年10月1日の受給者証更新にあわせ、埼玉県内医療機関において窓口負担を原則なしとする「現物給付」導入いたします。

しかし、支給の対象となる医療費については、各市町のみならず、同じ八潮市の方であってもお持ちの受給者証の種類により異なるため、医療機関の皆様にご留意いただきたい点について次のとおりご案内します。

1 毎年10月に新しい受給者証を交付

受給資格をお持ちの方には、所得審査後、受給対象となった方に対して原則、10月から翌年9月30日までの新しい受給者証を交付します。受給者証には、加入保険の種類、公費負担番号、受給者番号、有効期間、現物給付の限度額が記載されています。一般の方は空色、後期高齢者医療加入者はうぐいす色です。

2 毎回、受給者証と保険証の確認をお願いします

受給資格の有無は、ご本人がお持ちの受給者証とその有効期間で確認が可能です。

したがって、現物給付とする場合は、窓口にて、必ず有効な受給者証と保険証のご確認をお願いします。市においても、受給者の皆様には、毎回、受給者証と保険証の提示が必要である旨、案内をしています。

3 受給者証の期限切れにご注意ください

受給者証は、毎年10月1日に更新されますが、有効期限は、今後も原則10月1日から翌年の9月30日までの1年間となります。

ただし、お持ちの手帳に有期がある方は、受給者証の有効期限が異なります。有効期限が切れた受給者証をお持ちの場合は、現物給付に対応せず、一部負担金のお支払いをお願いします、ご本人から障がい福祉課までお問い合わせいただくよう案内をお願いします。

4 重度医療の現物給付は、今年10月診療分から対象

9月以前の診療分を、10月以降に請求する場合は、一部負担金のお支払いをお願いします。対象の方には償還払いの手続きで支給いたします。

5 社会保険加入者の窓口負担の限度額は21,000円

現物給付の導入に伴い、原則、窓口での一部負担金の支払いは不要となります。

ただし、社会保険加入者（八潮市国民健康保険及び八潮市在住の後期高齢者医療制度加入者以外の方）で一部負担金が21,000円以上となる場合は償還払いとなりますので、一部負担金のお支払いをお願いします。

（最初は、窓口負担なしとしていた場合であっても、月の途中で21,000円以上となった場合は、さかのぼって一部負担金の支払いをお願いします。）

後日、ご本人が障がい福祉課に申請することにより、口座にお戻ししますので、ご案内をお願いします。

加入保険ごとの限度額の違いは、受給者証の「現物給付限度額」をご確認ください。

6 保険証の加入保険と受給者証に記載の保険の種類が異なる場合

理由を確認の上、原則、お持ちの有効な保険証に合わせて対応してください。

保険証の種類が変わった場合は、受給者証の変更手続きが必要ですので、障がい福祉課へお問い合わせのご案内をお願いします。

7 食事療養費は、1/2の自己負担が発生します

八潮市のこども医療費、ひとり親家庭医療費の食事療養費は、全額支給対象ですが、重度医療は、1/2補助となっていますので、残り1/2の自己負担が発生します。

ただし、精神障害者福祉手帳1級により支給対象となっている方（「障」）の受給者証を持っている方は、食事療養費の補助はありません。（参照：8 精神病床への入院費の取扱い）

8 精神病床への入院費の取扱い

① 精神病床への入院費が支給対象外となる方について

精神障害者保健福祉手帳1級による受給者は、精神病床に入院したときの一部負担金等（食事療養費を含む）を重度医療の支給対象外としています。よって、現物給付となった場合でも、精神病床への入院費に係る一部負担金は、食事療養費も含めご本人にお支払いをお願いしてください。償還払いとして、ご本人から市へ請求することもできません。

② 精神病床への入院費が支給対象となる方について

精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方でも、他の手帳（身体障害者手帳1級～3級など）により受給者証が交付されている方や、後期高齢者医療制度の加入者については、精神病床への入院も支給対象となります。また、食事療養費についても1/2が支給対象です。

下記の受給者証の表面の「障」の字の表記および裏面の注意事項を必ずご確認ください。

③ 受給者証の左上マークで精神病床への支給対象か判別できます

受給者証の左上の「障」の字の表記の違いにより判断が可能です。次ページ、参考資料の図のとおり、「障」となっている場合は、精神障害者保健福祉手帳1級による受給者であり、受給者証の裏面にも注意事項を記載していますのでご確認ください。

一方、「障」となっている場合は、支給対象となり、食事療養費も1/2の支給となります。

八潮市の重度医療の支給対象となる一部負担金等の範囲 ○：対象 ×：対象外

受給者証	分類	一般（精神1級以外）	後期	一般（精神1級）
	色	空色	うぐいす色	空色
	表面左上	障	障	障
外来		○	○	○
入院	精神病床	○	○	×
	上記以外	○	○	○
食事療養費	精神病床	○1/2助成	○1/2助成	×
	上記以外	○1/2助成	○1/2助成	○1/2助成
入院時生活療養費	療養病床	×	×	×

※精神1級の方の受給者証裏面には、精神病床は助成対象外である旨の注意書きが記載されています。

※その他判断に迷う場合は、八潮市役所障がい福祉課へお問い合わせください。

〒340-8588 八潮市中央一丁目2番地1

八潮市障がい福祉課 障がい給付係 048-996-2111 内線852

参考資料

受給者証表面

一般（精神1級以外）・後期

一般（精神以外）：空色

後期：うぐいす色

保険の種類（国保・後期・
社保のいずれか）を表示

空色のみ

一般（精神1級）

様式第2号（第4条関係）

障		八潮市重度心身障害者 医療費受給者証		県内現物		社保			
公費負担者番号		8	2	1	1	0	3	4	7
受給者番号		[Redacted]							
受給者	氏名	[Redacted]							
	住所	[Redacted]							
	生年月日	[Redacted]							
食事療養費	1/2補助 (入院時生活療養費の場合を除く)								
有効期間	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 5 年 9 月 30 日まで								
現物給付対象 医療機関	埼玉県内の現物給付を行う保険 医療機関								
現物給付 限度額	加入医療保険が 国保・後期 限度額なし 社保 月額21,000円未満の医療費								
令和 4 年 10 月 1 日交付		埼玉県八潮市長							

様式第2号の2（第4条関係）

障		八潮市重度心身障害者 医療費受給者証		県内現物		社保			
公費負担者番号		8	2	1	1	0	3	4	7
受給者番号		[Redacted]							
受給者	氏名	[Redacted]							
	住所	[Redacted]							
	生年月日	[Redacted]							
食事療養費	1/2補助 (入院時生活療養費の場合を除く)								
有効期間	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 5 年 9 月 30 日まで								
現物給付対象 医療機関	埼玉県内の現物給付を行う保険 医療機関								
現物給付 限度額	加入医療保険が 国保・後期 限度額なし 社保 月額21,000円未満の医療費								
令和 4 年 10 月 1 日交付		埼玉県八潮市長							

受給者証裏面

一般（精神1級以外）・後期

注意事項

- この受給者証は、八潮市重度心身障害者医療費支給に関する条例により、保険給付等の一部負担金について支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
- この受給者証は、受診の都度、保険医療機関等の窓口に提示してください。
- この受給者証では、表面に記載の現物給付を行う保険医療機関以外での受診や柔道整復等の療養費は現物給付の対象となりません。現物給付を行わない保険医療機関等で受診した場合、医療保険制度の自己負担額を窓口で支払い、その領収証を受け取った後、市役所で申請してください。
また、現物給付には、加入医療保険ごとに、保険医療機関単位、月単位で限度額が設定されています。その額を超えた場合には、医療保険制度の自己負担額を窓口で支払い、その領収証を受け取った後、市役所で申請してください。
- 当市から転出後は本受給者証は県内・県外を問わず使用できません。無効となった受給者証を使用した場合、助成した医療費の返還を求めますのでご注意ください。
- 自立支援医療（精神通院医療など）や他の公費負担医療制度が利用できる場合はそちらを優先してください。
- 次の場合は必ず市役所に届出をしてください。
 - 転出や死亡などで資格が喪失したとき。
 - 住所、氏名、加入保険、振込口座などに変更があったとき。
 - 他の公費負担制度等の適用を受けることにより医療保険制度の自己負担額を支払わなくなったとき。
 - 障害程度に変更があったとき。
 - その他、登録内容に変更が生じたとき。
- この受給者証は、受給資格を喪失したときは速やかに市役所に返却してください。

一般（精神1級）

注意事項

- この受給者証は、八潮市重度心身障害者医療費支給に関する条例により、保険給付等の一部負担金について支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
- この受給者証は、受診の都度、保険医療機関等の窓口に提示してください。
- この受給者証では、表面に記載の現物給付を行う保険医療機関以外での受診や柔道整復等の療養費は現物給付の対象となりません。現物給付を行わない保険医療機関等で受診した場合、医療保険制度の自己負担額を窓口で支払い、その領収証を受け取った後、市役所で申請してください。
また、現物給付には、加入医療保険ごとに、保険医療機関単位、月単位で限度額が設定されています。その額を超えた場合には、医療保険制度の自己負担額を窓口で支払い、その領収証を受け取った後、市役所で申請してください。
- 当市から転出後は本受給者証は県内・県外を問わず使用できません。無効となった受給者証を使用した場合、助成した医療費の返還を求めますのでご注意ください。
- 自立支援医療（精神通院医療など）や他の公費負担医療制度が利用できる場合はそちらを優先してください。
- 精神病床の入院に係る一部負担金は支給されません。
7 次の場合は必ず市役所に届出をしてください。
 - 転出や死亡などで資格が喪失したとき。
 - 住所、氏名、加入保険、振込口座などに変更があったとき。
 - 他の公費負担制度等の適用を受けることにより医療保険制度の自己負担額を支払わなくなったとき。
 - 障害程度に変更があったとき。
 - その他、登録内容に変更が生じたとき。
- この受給者証は、受給資格を喪失したときは速やかに市役所に返却してください。